

研究論文・技術報告 応募規定（第8版）

学会誌委員会 2018/04/10

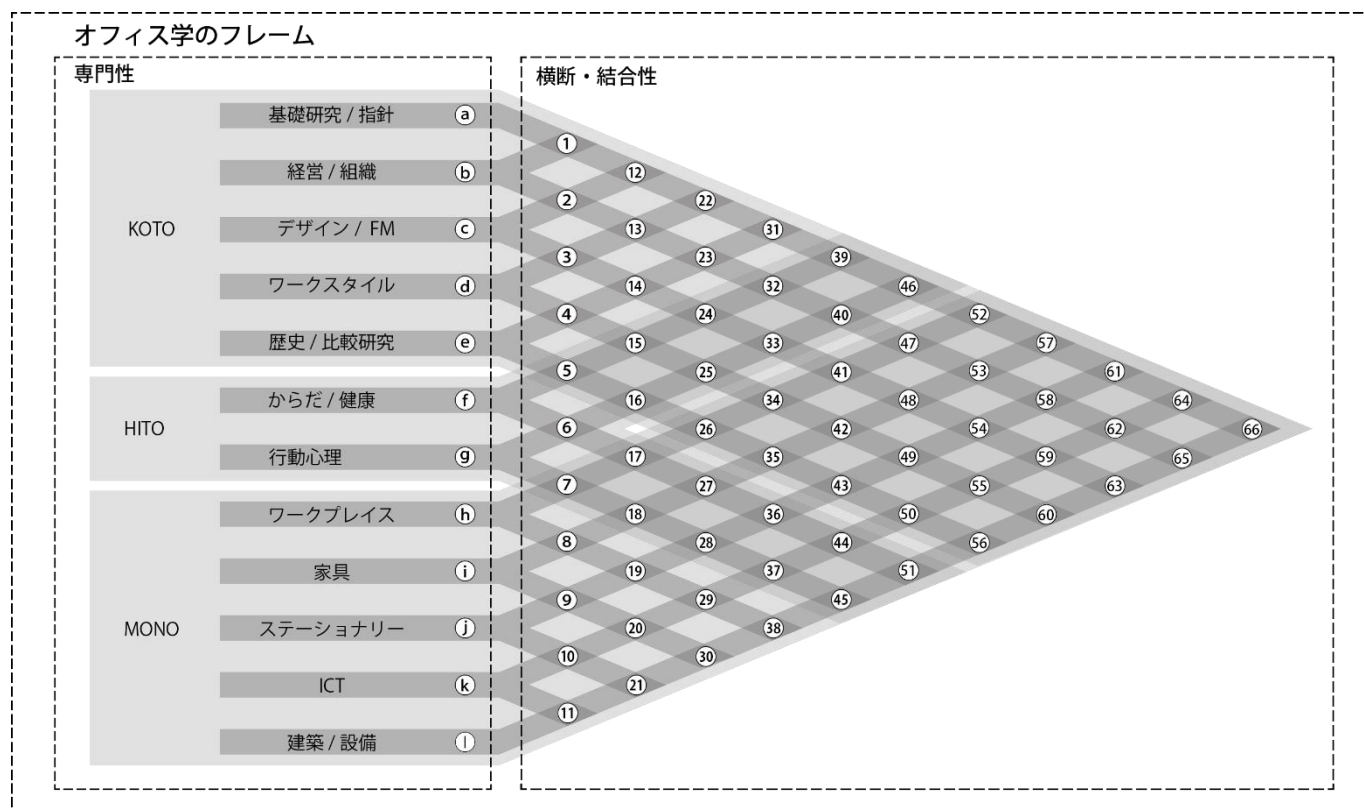


図1 「KOTO」「HITO」「MONO」の3指標で構成されたVer.2.1のフレーム図と66の研究対象=横断・結合性

1. はじめに

本規定は、日本オフィス学会誌（以下 学会誌）に、「研究論文」「技術報告」（以下 投稿論文）を投稿する際の条件、手続きなどを記したものである。

「研究論文」とは、理論的あるいは実証的なプロセスを通じて、問題の解明、新しい理論・技術・工法・標準、製品構築などを追求した論文をいう。

「技術報告」とは、実際のオフィスの構築、新しい家具やコンピュータ利用に関する技術開発、オフィス使用状況などの調査による新事実の発見など、主として事例経験を通じて得た、理論・技術・工法などの適用面に関する有用な知見を論じたものである。

2. 投稿論文の内容

投稿論文が論ずる問題は、オフィスに関連するものであれば特に制限を設けない。ただし、日本オフィス学会（以

下 学会）が標榜する「オフィス学」の構築に寄与するものが望ましく、その内容も学会がしめす「オフィス学のフレーム」（以下 フレーム）（図1）のキーワードに即したものが望ましい。

3. 投稿論文の条件

投稿論文は未発表のものに限る。但し下記の(1)～(4)については、未発表とみなす。

- (1) 学会大会で発表したもの。
- (2) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。
- (3) 大学の紀要、研究機関の研究所、企業の社内報等、組織内で発表したもの。
- (4) 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書。

4. 執筆者

投稿論文の執筆者は学会会員とする。

ここでいう会員とは、個人会員および法人会員の組織体に所属する者を指す。

執筆者が複数の場合、会員が1名以上、ただし当該会員が執筆の中心人物を条件とする。

5. 原稿の作成

(1) 執筆要領に基づく作成

執筆者は別途定める執筆要領に基づき投稿論文を作成する。執筆要領と異なる形式の投稿論文については修正を要請、場合によっては掲載を拒否することがある。

(2) 電子媒体の経由

投稿論文は電子媒体を経由して授受を行う。その方法は執筆要領に記す。

(3) 論文種別の明記

投稿論文は「研究論文」か「技術報告」かの「論文種別」を投稿論文に明記する。

査読は、この「論文種別」を基に行われる。

(4) 投稿論文の頁数と超過掲載料

投稿論文は、8頁以内を基準とする。ただし、10頁までは掲載を認めるが、超過した頁数に対し1頁2万円の超過掲載料を徴収する。10頁を越える投稿論文は受理しない。

(5) 投稿論文の出版形態

投稿論文はA4版、グレートーンで出版される。

(6) 投稿の奨励

研究成果のある会員に対し、学会誌委員会（以下委員会）が論文の投稿を促すことがある。

6. 投稿論文の受付から掲載まで（図2参照）

投稿論文の受付から掲載までのプロセスは以下のとおり。

(1) 投稿の受付と締切日の設定

投稿論文は常時受け付ける。ただし、年2回発行の学会誌ごとの締切日を設け、1次締切、2次締切の2回を設定する。

(2) 投稿論文の形式チェック

投稿論文は受付時に形式チェックを行う。

形式チェックは委員会によって行われ以下の項目が点検される。

- ① 執筆要領通りに作られているか。
- ② 学会の品位を著しく損なう怖れがないか。
- ③ 投稿論文内容とオフィスとの関連が明確か。

上記①～③のいずれかに反するものと判断した時は掲載を拒否する場合がある。

(3) 受理年月日

受理された論文は到着年月日を論文受理年月日とする。

(4) 査読による判断

受理された投稿論文については査読により掲載の是非を判断する。

(5) 査読者

査読者は委員会が会員内から選定する。ただし委員会の判断で会員外からの選定も妨げない。

(6) 査読結果の判定

査読者は当該投稿論文について次の判定を行う。

① 採用

投稿論文がそのまま学会誌に掲載される。

② 修正意見つき採用

採用されるが、執筆者は、査読所見の修正意見を参考に投稿論文を修正し、定められた期日までに提出する。

③ 再査読

執筆者は、査読所見などを参考に投稿論文を修正し、定められた期日までに再提出する。再提出された修正論文は再度査読される。

④ 不採用

学会誌に掲載されない。

⑤ その他

種別変更による再提出、別の活用等が考えられる場合（別途協議）。

(7) 採用決定日

委員会が採用と決定した日を採用決定日とする。

(8) 論文再提出

査読結果の判定が、「修正意見つき採用」「再査読」となった投稿論文については査読者から問題点が指摘される。執筆者は、示された修正期間に問題点を修正し再提出する。再提出された投稿論文は改めて査読を受け、「採用」まで査読が繰り返される。論文提出後、最初の査読を「第1査読」、以下「第2査読」、「第3査読」と呼ぶ。

(9) 査読の体制

査読は1つの投稿論文に2人の査読者（査読者甲・査読者乙）が当る。2人の判定結果によっては、3人目の査読者を選定し判定する（査読者丙）。同様に4人目の査読者を選定することもある（査読者丁）。

(10) 査読回数

査読回数を設ける。1次締切は最大第3査読まで、2次締切は最大第2査読までとし、それぞれの最終査読期日までに「採用」または「修正意見付き採用」の判定が出ない投稿論文は当該学会誌への掲載は見送られる（図2）。なお、最終査読期日は委員会の決定に従う。

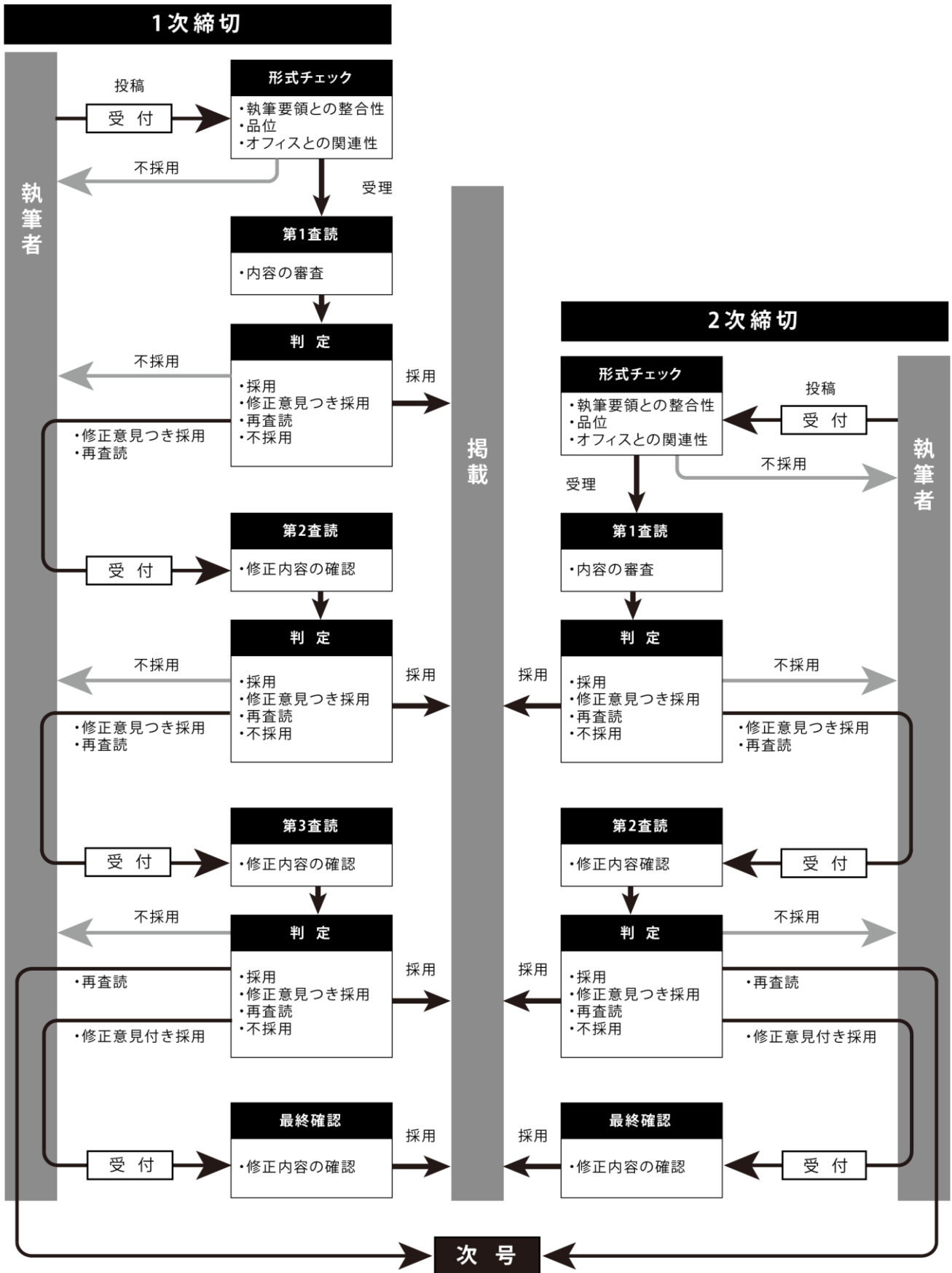


図2 投稿論文審査（査読）プロセス（査読者甲・乙の2名で繰り返した場合）

7. 審査項目と審査基準

「研究論文」と「技術報告」は共に研究成果を記述した論文である。審査項目は両者に共通の項目と、それぞれの特性に応じた重点項目から成る。以下にそれぞれの審査項目と審査のポイントについて記す。

(1) 「研究論文」「技術報告」に共通する項目

「研究論文」「技術報告」に共通する審査項目は次の5項目である。

① 何が論じられているかが理解できること

主に以下の2点を重んじる。

<1> 記述の明解性、的確性、結果の信頼性

いかに問題を捉え、どのような方法・プロセスを経て、いかなる結果を導き出したか、明解・的確に記述されていて、結果の導き出された過程に納得性があり、結果の導出に確信がもてること。論旨に整合性があり、論理の飛躍がないこと。

<2> 用語の適切さ

用語の使われ方が妥当で正確に使われ、新しい概念や用語について定義が十分になされていること。

② 再現性があること

同じ分野に従事・研究する者が、その研究を再現したり、検証・評価し得るよう、参照した既往文献、実験の仕様、検証の過程など、十分な情報が提供されていること。

③ 捏造の禁止

投稿論文に記された情報に捏造があってはならない。捏造とは故意に自己または他者のデータを改竄することをいう。

④ 誹謗および根拠なき批判の禁止

既往論文などに対し、学術的根拠をもって批判することは許されるが、誹謗はもちろん根拠不明のまま批判することは許されない。

⑤ 商業的意図などの排除

特定の団体、施設、製品などの宣伝など、明らかに商業的意図、あるいは政治的、宗教的意図があると判断される投稿論文は不適切である。

(2) 「研究論文」の査読に関する重点項目

「研究論文」は、本質、原理、法則を追求し、目標とする研究成果は、新しい概念、理論、技術、工法などの創設である。従って、成果の持つ①独創性や新規性、それに至る②論旨・論拠の妥当性や明快性、研究成果がオフィス分野のどこに位置づけられるかを示す③体系化の適切性が重点項目となる。

① 独自性・新規性

導入した概念や方法、発見した事実や法則のいずれか

が新規であること。既存の方法の改良、異なる分野からの応用などを含む。

② 論旨・根拠の妥当性・明解性

論拠、論旨、研究手法、資料等が明快で説得力があること。

③ 体系化の適切性

既存の関連研究に対する位置付けが明らかになっていること。

(3) 「技術報告」に関する重点項目

「技術報告」は、主として事例経験などを通じて得た知見と、実践・実現の方法論を論じたものである。論じられた知見や方法の①有用性、理論や技術の使い方の②斬新性や先進性、複数の手法の③総合化の適切性が重点項目となる。

① 有用性

技術の向上、あるいは実用上、価値のある有用な情報を提供していること。

② 斬新性・先進性

従来の枠を超えた新事実の解明、技術・工法の新しい利用方法、あるいは未開拓の分野に対する開拓の契機となり得るもの。

③ 総合化の適切性

幾つかの手法の組合せにより、顕著な効果をもたらしたこと。

8. 連続する応募の取り扱い

(1) 連続した投稿論文を応募する場合、各編がそれぞれ完結したものとす。この場合の表題は、主題を適切に表したものとす、連続編であることを示す全体の主題をサブタイトルに記す。

(2) 連続した数編を応募する場合、原則として、異なる号の学会誌での掲載を前提とする。

9. 別刷りについて

執筆者が希望すれば掲載した論文の別刷りを提供する。但し製作実費は執筆者が負担する。

10. 著作権

(1) 執筆者は、掲載原稿の著作権の使用を学会に委託する。ただし、学会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は、執筆者に連絡し許諾の確認を行う。

(2) 執筆者が自分の投稿論文を、自らの用途のために使用することについての制限はない。

(3) 編集著作権は、学会に帰属する。

以上

2008/12/24 初 版

2009/05/12 第 2 版

2009/10/08 第 3 版

2010/03/12 第 4 版

2010/09/03 第 5 版

2012/10/02 第 6 版

2013/03/26 第 7 版

2018/04/10 第 8 版